

整骨院・接骨院で

柔道整復師の  
正しいかかり方

# 保険証を使うときは 正しくかかりましょう!

整骨院や接骨院で健康保険が使える範囲が決められています。  
「気持ちがいいから」という理由で、マッサージ代わりに利用することはできません。  
健康保険が使える範囲を理解して、正しく整骨院・接骨院を利用しましょう。

## 健康保険は使えません!

- 慢性的な疲労からくる肩こり・筋肉疲労等
- スポーツ等による筋肉疲労
- 病気（神経痛・リウマチ・椎間板ヘルニアなど）による痛み
- 脳疾患の後遺症などの慢性病
- 症状の改善がみられない  
長期の施術  
内科的要因も考えられますので、  
医師の診察を受けましょう。
- 医療機関で同じ部位の治療を受けているとき
- 労災保険が適用される仕事や通勤途上でのケガ（雇用されている人）
- 過去の交通事故等による後遺症



治療費は  
全額自己負担

リラクゼーション目的の  
施術は対象外!

## 健康保険が使えます

- 外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫、挫傷（肉離れ）
  - 外傷性とは、「関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すもので、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないものであること」とされています。
  - 骨折、脱臼の場合、応急手当以外はあらかじめ医師の同意を得ることが必要です。
- 骨折、脱臼の施術後に運動機能の回復を目的に行った運動
  - 負傷日から15日間を除き、2回目以降の施術の際に運動機能回復のために各種運動を20分程度行った場合です。いわゆるストレッチングは対象になりません。

※交通事故等第三者行為に該当する場合は、事前に健康保険組合に連絡をしてください。

# 利用の際には.....

## “基本ルール”をしっかりと守る!

整骨院・接骨院からの健康保険への請求件数や額が増加しています。請求のなかには健康保険の対象外の不適切なものが一部に見受けられます。

健康保険の給付を賄う財源は皆さんの大切な保険料です。健康保険を利用するには、しっかりと“基本ルール”を守りましょう。

### 基本ルール その1

#### 負傷原因は はっきり正確に伝える



施術を受ける前に負傷の原因をはっきりと正確に伝えましょう。負傷原因によっては、健康保険の対象にならないこともあります。事前に健康保険の対象になるかどうかを確認してください。

### 基本ルール その2

#### 原因不明の痛みなどは 医師の診察を



原因が特定できない痛みや、長期間の施術にもかかわらず症状の改善がみられない場合などは、その原因を詳しく調べる必要があります。内科的な原因も考えられますので、検査設備が整った医療機関で医師の診察を受けましょう。

### 基本ルール その3

#### 療養費支給申請書は 内容を確認して自筆で署名



健康保険の請求に使用する「療養費支給申請書」は、内容をよく確認して自筆で署名します。利き手の負傷などのやむを得ない理由がなければ代筆は認められません。住所欄には郵便番号と電話番号も忘れずに記入してください。

### 基本ルール その4

#### 領収証は必ずもらって 保管しておく



受けた治療の記録になりますので、領収証を必ずもらって保管し、医療費通知と見比べて金額や日数に間違いがないか確認をしてください。領収証は大切に保管しておきましょう。

## ➤治療内容についてお尋ねすることがあります◀



整骨院・接骨院で健康保険を利用した場合は、施術日や負傷部位、施術内容について文書や電話により確認させていただく場合があります。施術を受けたときの記録、領収証等を保管し、確認事項に対してご自身でご回答されるようお願いいたします。